



8月からの限度額認定証は申請が必要です！

現在交付している限度額認定証（以下、認定証）の有効期限は7月末日までです。

認定証は自動更新をしないため、8月以降に入院などで認定証が必要な人は新しく申請が必要です。必要な書類を持参し窓口で手続きをお願いします。※ただし、国保税未納や税の未申告がある場合は認定証の交付ができません

◆限度額認定証とは？

入院、外来診療、診療に伴う調剤費などで医療費が高額になる場合、認定証を医療機関窓口にて提示をすれば当該医療機関窓口での1か月の支払額が自己負担限度額までとなります。

※差額ベッド代などの保険診療外費用は含まれません

◆受診時に認定証がない場合は？

高額療養費で払い戻しが受けられます。一旦、限度額以上の医療費負担をしていただき、診療月から約2か月後以降、該当世帯に高額療養費の申請勧奨通知を郵送します（申請後に給付）。

■申請に必要なもの

- 受診者の保険証
- 申請者・受診者・世帯主のマイナンバーがわかるもの
- 申請者の顔写真付き身分証明書（運転免許証やマイナンバーカードなど）

8月1日(火)から4日(金)までに申請する場合

口座振替の人や納付書で直前に納入した人は、記帳をした口座振替の通帳や領収書をご持参ください。

後期高齢者医療保険加入者で、すでに認定証を持っている人には、保険証送付時に限度額認定証を同封しています（6月から7月までに申請の場合は別々に送付）。



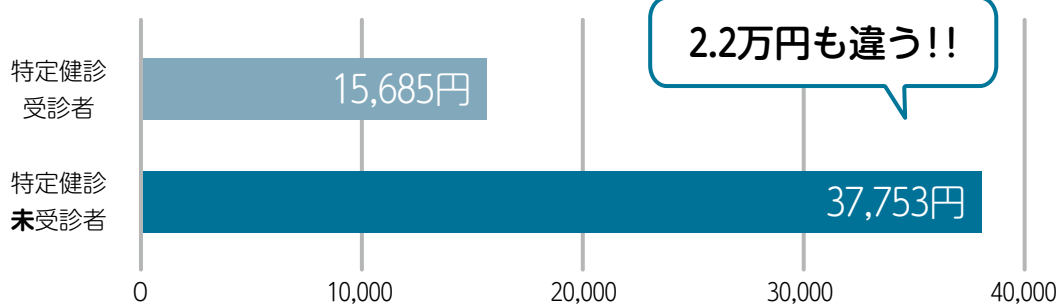
問い合わせ 市民生活課 保険年金係 ☎75-2159

特定健診を受けると医療費も安くなるって本当？

6月から特定健診が始まりました。市報7月号の国保通信では、継続的な健診受診の必要性をお伝えしましたが、なんと、特定健診を受けている人と受けていない人とは、生活習慣病治療にかかる一人あたりの医療費が大きく違います！



■令和4年度 特定健診の有無と生活習慣病治療にかかる一人あたりの医療費



多久市国民健康保険診療情報より

これは毎年健診を受けることで、症状を自覚しづらい生活習慣病に気づき、糖尿病や高血圧などの基礎疾患の治療や生活改善を続けることで高額な治療費を使う、脳出血・脳梗塞などの重症化疾患の発症や悪化を防いでいることが大きな要因と考えられます。特定健診は治療中の人でも対象となっています。自己管理をしやすくするためにも、ぜひ受けましょう。

問い合わせ 健康増進課 ☎75-3355